

令和6年 第10回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月24日（木）午後1時30分から午後3時22分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 （15人）

会長	16番	大芦 宏
委員	1番	新井 勉
委員	2番	川田恒夫
委員	3番	石田 光
委員	4番	石澤和枝
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	9番	小林秀男
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 （1人）

委員	14番	澁江修身
----	-----	------

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋利彰
参事	佐瀬浩幸
農地調整係	係長 荻原美江
	主査 安在亮人
	主事補 柿沼誠一郎
	主事補 島田佳汰

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和6年第10回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届け出のあった欠席委員は、議席番号14番 澁江修身委員の1名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は14名でございます。

議 長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は15名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第10回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号2番 川田恒夫委員、議席番号15番 野村春男委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の安在亮人主査、柿沼誠一郎主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年10月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

出について事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年10月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号まででございます。

まず、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年10月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条781番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、耕耘機1台を所有しております。主な経営作物は、ハーブ、果樹となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条782番 契約内容は、賃借権の設定。対価は〇〇円です。申請地までの距離は約23km、所要時間は40分です。大農機具の所有状況は、動力噴霧器1台の購入とトラクター1台の借入を予定しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数

は300日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことです。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条783番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、刈り払い機1台の購入を予定しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことです。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条784番 契約内容は、贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は80km、所要時間は60分です。大農機具の所有状況は、小型耕耘機1台、噴霧器3台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は150日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことです。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条785番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、耕耘機1台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は380日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことです。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、議案第1号 3条781番から785番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。

3条781番について、審査会班長代理をお願いします。

審査会
班長代理

それでは、審査会の結果を報告します。

10月18日に、5名が出席して審査会を行いました。本申請につきましては、売買による所有権の移転1筆の申請になります。申請人は、隣接する住宅と同時に農地を購入し、ゆくゆくは移住する予定となっております。

ます。申請地の状況はいずれも問題なく、ご夫婦 2 人でハーブや果樹を栽培し、出荷は考えておらず、自家消費を計画しています。以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。
次に 3 条 7 8 2 番について、審査会班長お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。
10 月 16 日に、4 名が出席して審査会を行いました。本申請につきましては、賃貸借による権利の設定 3 筆の申請になります。申請人は、現在会社員として働いていますが、休日が多いため、就農して収益を得たいとのことです。今回、友人の所有する農地を借り受け、J A 佐野にも相談し、野菜を作付けする予定となっております。申請地の状況はいずれも問題なく、2 人でなすを栽培し、J A 佐野のなす部会に加入し、出荷する計画としています。以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。
次に 3 条 7 8 3 番について、審査会班長お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。
10 月 16 日に、4 名が出席して審査会を行いました。本申請につきましては、売買による所有権の移転 2 筆の申請になります。申請人は、幼い頃、親戚の農作業を手伝った経験から、自分でも小さい農地を所有し耕作をしたいと考えていたそうです。今回、住宅の近くにある農地を購入し、野菜を栽培する予定となっております。申請地の状況はいずれも問題なく、一人で夏野菜などを栽培し、出荷は考えておらず、自家消費を計画しています。以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。
次に 3 条 7 8 4 番について、審査会班長お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

10月16日に、4名が出席して審査会を行いました。本申請につきましては、贈与による所有権の移転1筆の申請になります。申請人は、隣接する住宅を別荘として購入し、一緒に申請地である農地を取得することになりました。申請地の状況はいずれも問題なく、3人で野菜などを栽培し、出荷は考えておらず自家消費を計画しています。以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

次に3条785番について、審査会班長代理申し上げます。

審査会
班長代理

それでは、審査会の結果を報告します。

10月18日に、5名が出席して審査会を行いました。本申請は、売買による所有権の移転1筆の申請になります。申請人は、自身の住宅に隣接する、親戚が所有する農地を購入し、野菜の栽培を予定しております。申請地の状況はいずれも問題なく、ご家族でスイカ、とうもろこし、かぼちゃ、かき菜などの野菜を栽培し、出荷は考えておらず、自家消費を計画しています。以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議 長

以上で審査会の結果の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願についてを議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和6年10月24日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号 29条48番について、調査班お願いします。

調査班

規則29条48番について報告します。農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が2a未満で、転用目的が自己の耕作のための農業用倉庫であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われます。以上のようなことから、現地調査班の意見は、証明できると思われます。

議長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第2号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局をして、議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年10月24日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第3号 5条1106番から5条1117番について、調査班お願いします。

調査班

5条1106番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1107番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1108番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1109番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1110番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地する

ことができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1111番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1112番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1113番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1114番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1115番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1116番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとな

っており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1117番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農用地のため、許可の基準は原則不許可です。立地基準は、転用目的が農業用施設に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(中島 福一委員 挙手)

中島委員どうぞ。

8 番
中島委員

5条1109番の案件についてですが、施設の拡張の場合には許可になるということですが、資材置場ですよね。そうすると拡張の要件になるのですか。

議 長

事務局、お願いします。

事務局

既存の施設の拡張ということで、事業敷地の拡張ということになります。今回、隣接地に申請人の資材置場がありまして、資材置場を隣接地に拡張するということです。それをもって、既存施設の拡張という第1種農地の不許可の例外とみることができると考えております。施設という表現は建築物などに限定しているものではなく、申請者の事業に使用している敷地の拡張が、既存の面積の2分の1までは認められるということです。

議 長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第3号の1114番と1115番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、11

14番と1115番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第4号非農地証明願についてを議題といたします。事務局をして議案4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和6年10月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号非農地541番と542番について、調査班お願いします。

調査班

非農地541番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地542番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号については願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

議題に入る前にご報告申し上げます。本議案の説明員として、佐野市産業文化スポーツ部 農政課 農政係 横塚係長と松田主任が出席しておりますので、ご紹介いたします。

事務局、農政課をして、議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画の変更について、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和6年10月24日 提出 佐野市農業委員会会長。

農政課

それでは計画書素案につきまして、主な改定箇所の説明に入ります前に本計画の目的と改定の背景についてご説明致します。

まず、今回ですが、この農業振興地域整備計画の変更に際し、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、総会にかけさせて頂いている次第となっております。

では、お手元の資料、佐野農業振興地域整備計画素案の主な変更点をご覧ください。

1. 改定の背景と目的になりますが、農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律第8条・第10条の規定により定められており、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を計画的に推進することを目的として策定されておりますが、簡単に申しますと農振農用地を規定する計画と認識して頂ければと思います。

改定の背景としては、現行計画は、平成26年6月の見直しから、10年が経過し、農業情勢に変化が生じており、令和2年12月に国の農用地等の確保等に関する基本指針、令和3年4月に県の栃木県農業振興地域整備基本方針の改定があったことから、各内容に準じたものとするため改定を行うものです。

また、今回の改定に併せまして、本市における情勢の変化に伴う内容、特に土地利用構想に関するものを各種計画・構想と整合を図られた内容へ改めております。

次に2. 計画期間になりますが、本計画の計画期間については、目標を10年先に見据え、令和7年度から令和16年度までの10年間としており、改訂後、概ね5年を目安に基礎調査を実施し、必要に応じて改定を行います。

それでは計画書素案につきまして、主な改定箇所をご説明いたします。

3. 計画書素案をご覧ください。

では、資料1 計画書案 現行計画では、はじめにが記載されておりましたが、内容が資料的なものであったことから、栃木県の農振事務の手引き（マニュアル）に倣い削除をしております。内容の一部を第1 農用地利用計画と基礎資料に転載しております。

では、第1 農用地利用計画についてですが、1 土地利用区分の方向（1）土地利用の方向においては、前回計画にて記載のなかった、第2次佐野市総合計画及び第2次国土利用計画佐野市計画より土地利用方針等を記載しております。

続いて、国基本指針及び県基本方針に基づき、中間管理事業を活用した担い手への集積集約化や省エネルギー化や減農薬等の最先端技術・スマート農業に関連した推進内容の記載をしております。

続いて、こちらの表ですが、基準年となる令和4年より、国基本指針及び県基本方針に準じ、過去の土地利用のすう勢等より算出し、目標年となる令和16年における農業振興地域の用途別土地利用の見通しとして数値を更新しております。

こちらに表記されております農用地とは農振農用地の面積ではなく、農業振興地域内の農振農用地とそれ以外の白地を含めた面積となっております。

続いて、（2）農業上の土地利用の方向につきましては、国基本指針及び県基本方針に基づき、中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化や農用地の維持・保全を図るため、自動走行農機・ICT水管理等のスマート農業に関連した内容を記載しております。

また、イ 用途区分の構想につきましては、各地域区分けを上位計画等と同一とすることで整合を図っており、各地域においての各種土地利用計画・構想の内容を盛り込みつつ、農業的土地利用の方向について更新しております。

続いて、本計画の目標値となります、2 目標とする農用地等の面積と確保に関する事項になります。こちらについては、（1）に記載されております数値が基準年となります令和4年時点の農用地区域内の耕地面積となっております。こちらより（2）から（4）の面積値を足し引きし、（5）の目標面積としております。（2）については、農振除外や荒廃農地として農地から落ちてしまう面積となっております。こちらは過去のすう勢より

算出しております。次に(3)について、こちらは、農用地区域への編入面積となっております。こちらの算出につきましては、どこを編入すると決まっているわけではありませんが、国・県の目標値より佐野市として算出をした面積となっております。続いて、(4)についてですが、こちらは荒廃農地からの農地への再生面積等となっております。算出については、過去のすう勢より算出しております。以上から(5)の目標年において確保される農用地等の面積として目標年となる令和16年において、農地（耕地）面積2,824.4haを確保することとしておりますが、括弧書きにあります農用地利用計画の面積精査として、旧佐野市・旧田沼町・旧葛生町の管理体制を一律一筆管理へ移行することに伴い、農地以外の面積として含まれていた176.9ha減分としております。

こちらの数値については、現在、県との協議中のものとなっておりますので、数haの増減がありますことご承知おきください。

続いて、第2 農業生産基盤の整備開発計画については、1 農業生産基盤の整備及び開発の方向において、水田整備率の基準変更により、佐野地域の圃場整備面積が現行1,170haから601haへ更新しております。

続いて、第3 農用地等の保全計画につきましては、国基本指針及び県基本方針に基づき、農地中間管理事業を活用した担い手への集積・集約化に関する内容を記載するほか、農業経営基盤強化促進法の改正により、法定化された地域計画に関連した内容を新たに記載しております。

続いて、第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画につきましては、国基本指針及び県基本方針に基づき、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化やスマート農業に関連した内容を記載するほか、農業経営基盤強化促進法の改正により法定化された地域計画に関連した内容を記載しております。

続いて、第5 農業近代化施設の整備計画につきましては、国基本指針及び県基本方針に基づき、省力化技術、大型機械の導入等のスマート農業に関連した内容を記載しております。

続いて、第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画につきましては、安足地域就農支援ネットワーク会議や佐野市新規就農塾といった関係機関と連携した就農支援事業の内容を記載しております。

続いて、第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画におきましては、情勢変化に伴う内容として兼業農家の就労に関係した内容を変更しております。

最後に、第8 生活環境施設の整備計画におきましては、栃木県農振事務の手引きに倣い名称を変更しております。このほか、情勢の変化に伴う

変更として、農業集落排水に関連した内容を削除しております。

以上が主な改定箇所としております。

また、参考資料として添付しております基礎資料におきましては、関係各課及び関係機関へ基礎調査を行った結果として、各種統計データやそれに基づく推移等を記載しており、これに基づきまして基本計画の作成を行っております。説明は以上となります。

議 長

事務局、農政課の説明が終わりました。

これより議案第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(石田 光委員 挙手)

石田委員どうぞ

3 番
石田委員

農用地等面積で農振白地と面積がどうして違うのかと思ったら、普通の農用地と農振白地で違ってくるという説明と、もう一つ中山間地域の関係が出ていたんですけど、6次産業化なんてとてもできない、荒地を解消するとか県の指導にはないのかな、中山間地域は荒地が多く出て、高齢化があって解消できない、それを何とかしましょうというような計画は盛り込まなくて良いのかお尋ねします。

議 長

農政課よろしいですか。

農政課

最初のお話の農振農用地と白地の関係ですが、イメージ的には二重丸を思い浮かべていただければと思いますが、外側の円が農業振興地域という大枠を定めているものになります。内側の円が農用地区域、青地と定めているもの、外側と内側の間が白地というものになり、面積の差が出ているものになります。

中山間地域の関係なんですけれども、具体的に耕作放棄地・荒れた農地を解消するということで指定させていただいているところが、第3 農用地等の保全計画の、1 農用地等の保全の方向に、市単独土地改良事業等による各地域の農業生産条件整備支援や営農活動への支援を行いながら、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進しとありますが、荒廃農地の集積・集約化を行う際に補助事業等もありますので、これを活用した荒廃農地の解消が進められればと考えております。また、多面的機能支払い交付金等の各種補助事業、支援策を活用した地域ぐるみの活動により、農用地の適切な保全に努めるということで、全体的な記載になっておりますが、佐野市全体として農地の保全、荒廃農地が発生しない

よう努めるような内容を定めさせていただいております。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

(中島 福一委員 挙手)

中島委員どうぞ

8 番
中島委員

第3の農用地等の保全計画のところで、有害鳥獣による農作物への被害などがということが書いてあるのですが、その下のこのためにという所には、有害鳥獣について何も書かれていないようですけれども、どうなんでしょうか。

議 長

農政課、お願いします。

農政課

ご指摘のありました有害鳥獣の件ですが、農作物への被害ということで、こちらに書いておりますが、有害鳥獣の捕獲等についての計画や実行等については、市では農山村振興課で担当しておりまして、そちらの方で具体的な対策をしているところです。そのためこちらの計画書には、有害鳥獣に対する具体的な対応策の記載がございません。

(中島 福一委員 挙手)

議 長

中島委員どうぞ

8 番
中島委員

わかりましたが、有害鳥獣についてですが、うちの辺りは猪や鹿の被害がひどくなって、来年あたりの作付けを止めるという農家もいるんです。鳥獣害は農地利用についてはマイナスの要因として大きいような気がするんですけども、その辺もお考えいただければと思います。

議 長

農政課、お願いします。

農政課

ご指摘の通り、特に中山間地域においては、営農と有害鳥獣に対応することが密接で不可分な関係にあると考えております。農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策、
(2) 重点的に推進しようとする方策、ア. 土地利用型農業の育成の③に、農地の集約・集積が難しい中山間地域では、野生鳥獣被害への対策を講じながら競争力の高い作物の導入及び作付け農用地の団地化や二毛作

等を推進し、生産性の高い農業経営を促進すると記載がありますが、鳥獣害対策についても農山村振興課と連携しながら、中山間地域においても農業経営ができるような促進を図れればと計画をしているところです。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第5号について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局をして、議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和6年10月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。本議案中の、利用権設定関係 計510件のうち15件につきまして、出席委員のうち4名が議事参与の制限に該当します。

それぞれの該当部分について、順次、議案を分割して質疑をさせていただきますので、ご了承願います。

はじめに、利用権設定関係の87番、186番について、議席番号9番 小林秀男委員が、議事参与の制限に該当します。

該当部分について審議します。

小林秀男委員の退室をお願いします。

(小林委員 退室 15:13)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。87番、186番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって87番、186番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

小林秀男委員の入室をお願いします。

(小林委員 入室 15:14)

次に、利用権設定関係の117番、244番、342番について、議席番号2番 川田恒夫委員が、議事参与の制限に該当します。

該当部分について審議します。

川田恒夫委員の退室をお願いします。

(川田委員 退室 15:14)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。117番、244番、342番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって１１７番、２４４番、３４２番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

川田恒夫委員の入室をお願いします。

(川田委員 入室 １５：１５)

次に、利用権設定関係の１４０番、１４１番、１７７番、３０８番、３１６番について、議席番号１番 新井勉委員が、議事参与の制限に該当します。

該当部分について審議します。

新井勉委員の退室をお願いします。

(新井委員 退室 １５：１６)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。１４０番、１４１番、１７７番、３０８番、３１６番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって１４０番、１４１番、１７７番、３０８番、３１６番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

新井勉委員の入室をお願いします。

(新井委員 入室 １５：１６)

次に、利用権設定関係の１９６番、２２２番、３１２番、３７７番、４４５番について、議席番号１１番 穂原洋子委員が、議事参与の制限に該当します。

該当部分について審議します。

穂原洋子委員の退室をお願いします。

(穂原委員 退室 １５：１７)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。１９６番、２２２番、３１２番、３７７番、４４５番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって１９６番、２２２番、３１２番、３７７番、４４５番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

穂原洋子委員の入室をお願いします。

(穂原委員 入室 １５：１８)

続きまして、先に審議いたしました利用権設定関係の８７番ほか１４件以外の案件、及び、所有権移転関係の案件について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(石田 光委員 挙手)

石田委員どうぞ

３ 番
石田委員

今回だけ、こんなに件数が増えているのはなぜかという疑問なんです
が、いつもはこんなにならないと思うので、何か理由があったのでしょうか。

議 長

事務局、お願いします。

事務局

６月と１０月分に関しては、田植えなど営農状況に関して、貸し借りが
しやすいようにまとめて時期を設定しているため、案件が多くなってい
ます。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。利用権設定関係の８７番ほか１４件以外の案件、及び、所有権移転関係の案件について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって利用権設定関係の８７番ほか１４件以外の案件及び、所有権移転関係の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第７号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして議案第７号の説明をさせます。

事務局

議案第７号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和６年１０月２４日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第７号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第７号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第７号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和6年第10回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後3時22分閉会